

令和4年2月24日

UR都市機構 災害対応支援室

<令和3年度における当機構の取組み>

<資料1>

①関東地方整備局との覚書締結について

②住家の被害認定業務支援について

<資料2>

③長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務について

<資料3>

④流域治水に関する支援について

これらの取組について詳細の説明等をご希望される場合は、以下の問合せ先までお気軽にご連絡ください。

<問い合わせ先>

UR都市機構 本社 災害対応支援室 事業支援課

松田 (TEL:045-650-0422 / E-mail:matsuda@ur-net.go.jp)

伊藤 (TEL:045-650-0939 / E-mail:tsu-itou@ur-net.go.jp)

資料 1

①関東地方整備局との覚書締結について

R3.5.18付で関東地方整備局とUR都市機構とで「**災害対応の連携に関する覚書**」を締結

(覚書の概要)

- ・被害が発生又は発生が予想される場合に、収集した情報を相互に共有
- ・URが派遣するリエゾン（情報連絡員）を関東地方整備局災害対策本部等において受け入れ
- ・平時においても、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等にあたって相互に協力



↑協定締結の様子
左: 藤田統括防災官 右: 中村災害対応支援室長

②住家の被害認定業務支援について

R2.6.19付で内閣府とURとで「**災害時の住家の被害認定業務支援に関する協定**」を締結し、市町村が実施する住家の被害状況

調査に係る業務について、内閣府が実施する被災自治体支援に連携協力

(平常時) URが派遣を予定する支援職員の技術の向上や住家の被害認定業務に係る情報の共有

(発災時) 内閣府からの派遣要請を受け、被災自治体が行う住家の被害認定業務の支援を実施

<今年度の連携協力状況>

令和3年7月1日からの大雨

- ・住家の被害認定業務に関する市町村向け説明会での説明等（延べ10人・日）
(静岡県、広島県、島根県、鳥取県、鹿児島県) ※オンライン対応
- ・住家の被害認定調査計画の策定支援（延べ8人・日）
(静岡県熱海市) ※現地派遣



↑住家の被害認定調査計画策定に係る
県・市・内閣府打合せ(静岡県熱海市)

令和3年8月の大暴雨

- ・住家の被害認定業務に関する市町村向け説明会での説明等（延べ5人・日）
(長野県、岐阜県、福岡県、佐賀県) ※オンライン対応



↑住家の被害認定研修会での説明(栃木県)

平時の対応

- ・住家の被害認定業務に関する市町村向け研修会等での説明等（17回）
(栃木県、長野県、大分県、三重県、徳島県他) ※R4.2.15時点、オンライン含

③長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメント業務について

- 令和元年東日本台風による被害の大きかった長野県佐久地域において、地域全体の多種多様な復旧工事を円滑に進めるために
災害復旧工事マネジメント業務を実施
- 令和3年度は、同業務の効果検証を行うとともに、今後災害復旧支援がより効率的及び円滑に行われるための知見を得るべく、
経験者や専門家により構成する**「佐久地域を例とした災害復旧支援に係る勉強会」**を設置

1.佐久地域での災害復旧工事の特徴

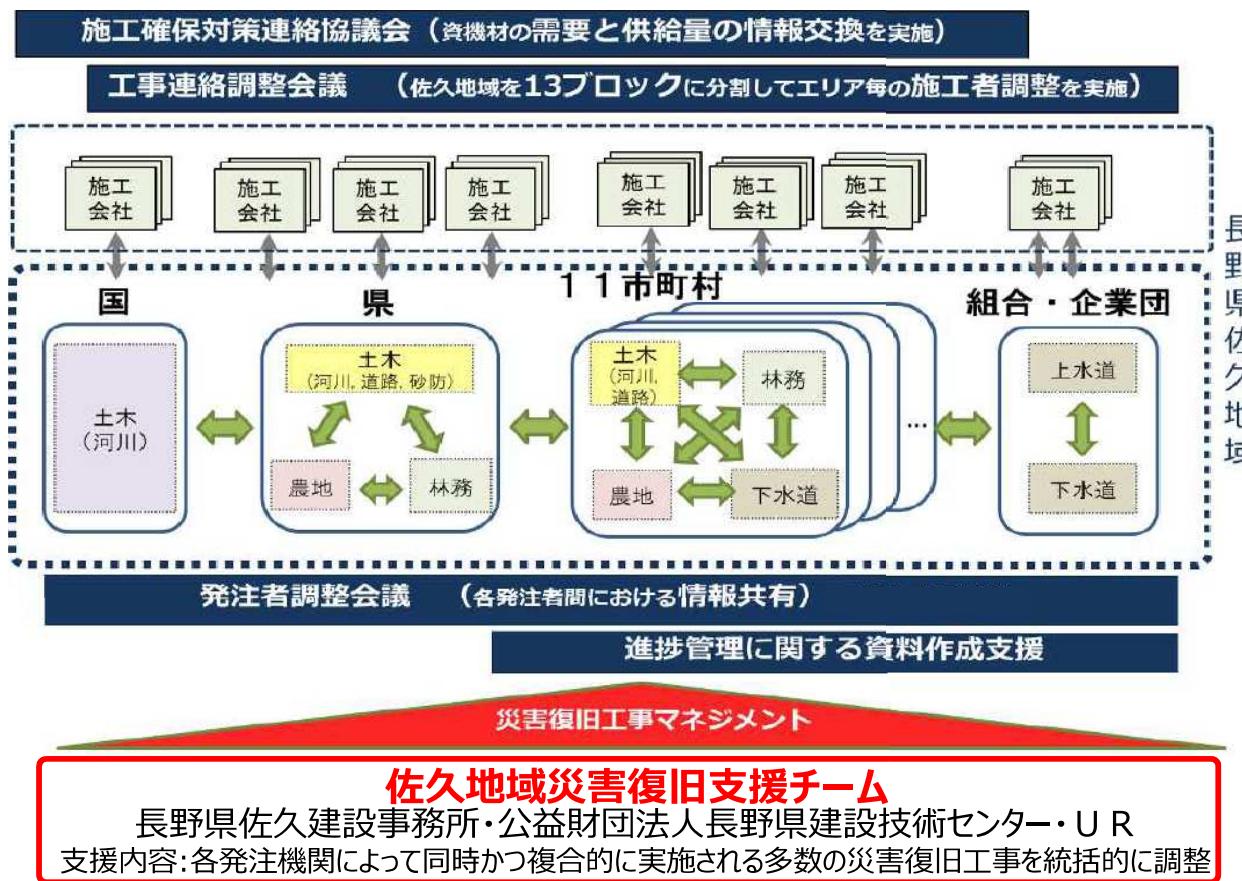
- ①「広域的」被災：2市5町4村
- ②工事発注量「多い」：652億円
- ③発注主体「多様」：16機関・26部署（R2.3末時点）
- ④工種「多岐」：土木、農地、農業施設、林務

2.災害復旧工事マネジメント業務の必要性

膨大かつ多種多様な復旧工事を同時並行的に円滑に進めるためには、発注者間や多種多様な復旧工事の横断的な調整が必要

3.災害復旧工事マネジメント業務の推進体制

- R2.3.11付で長野県・佐久市・長野県建設技術センター・URによる4者協定を締結
- R2.4～R3.9長野県から業務を受託し実施



今後は、**勉強会の成果に基づいたリーフレット等を作成し、全国の地方公共団体等にノウハウ等を普及・啓発予定**また、国土交通省が令和3年度から令和4年度に実施する災害復旧時の被災市町村に対する技術支援に関する調査・検討（市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会）に本勉強会の成果を提供予定

④流域治水に関する支援について

- 国においては「流域治水」の実効性を高めるため「流域治水関連法案」が整備され、また防集法※の改正により、**URは地方公共団体からの委託に基づき、防災集団移転促進事業に係る計画策定及び事業実施を行うことが可能**
- 島根県・広島県における江の川は昭和47年豪雨をベースに65地区の整備が河川整備計画に位置づけされるも、平成30年豪雨及び令和2年7月豪雨により47地区で浸水被害（うち15地区で家屋浸水被害）
- 早期治水事業完了に向けて、河川整備とまちづくりを一体的に推進する方針に転換。国、島根県、広島県、沿川市町で構成される**「江の川流域治水推進室」**を設置（R3.4）
- 東日本大震災からの復興経験等を踏まえ、**河川整備とまちづくりの一体的推進を目的に、同室とURで覚書を締結（R3.4）**し、同室への技術的助言、個別事業の推進に係る支援を実施

※防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律



↑令和2年7月豪雨の浸水状況

